

平成15年国土交通省告示第303号第2号に基づく「一体利用される複数居室の認定制度」の申請窓口について

平成15年国土交通省告示第303号第二号に基づく認定申請の窓口は、以下のとおりです。

<申請窓口>

(建築場所が23区内及び島しょ)

建築物の規模 (延べ面積)等	相談窓口	お問合せ先
一万㎡超及び島しょ (大島町、利島村、神津島村及び八丈町を除く)	東京都都市整備局市街地建築部建築指導課	03-5388-3372~3373
一万㎡以下 (島しょ除く。)	千代田区環境まちづくり部建築指導課	03-3264-2111 (区代表)
	中央区都市整備部建築課	03-3543-0211 (区代表)
	港区街づくり支援部建築課	03-3578-2111 (区代表)
	新宿区都市計画部建築指導課	03-3209-1111 (区代表)
	文京区都市計画部建築指導課	03-3812-7111 (区代表)
	台東区都市づくり部建築課	03-5246-1111 (区代表)
	北区まちづくり部建築課	03-3908-1111 (区代表)
	荒川区防災都市づくり部建築指導課	03-3802-3111 (区代表)
	品川区都市環境部建築課	03-3777-1111 (区代表)
	目黒区都市整備部建築課	03-3715-1111 (区代表)
	大田区まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1111 (区代表)
	世田谷区都市整備政策部建築調整課	03-5432-1111 (区代表)
	渋谷区都市整備部建築課	03-3463-1211 (区代表)
	杉並区都市整備部建築課	03-3312-2111 (区代表)
	豊島区都市整備部建築課	03-3981-1111 (区代表)
	板橋区都市整備部建築指導課	03-3964-1111 (区代表)
	練馬区都市整備部建築審査課	03-3993-1111 (区代表)
	江東区都市整備部建築課	03-3647-9111 (区代表)
足立区都市建設部建築室建築審査課	03-3880-5111 (区代表)	
葛飾区都市整備部建築課	03-3695-1111 (区代表)	

(建築場所が市町村)

※以下は、建築物の規模によらず、建設地ごとに各窓口へお問合せください。

建築場所	相談窓口	お問合せ先
昭島市、東大和市、国立市、 狛江市、多摩市、稲城市	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課	042-548-2058・2059
小金井市、東久留米市	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課	042-464-0009・0010
青梅市、羽村市、瑞穂町、奥 多摩町、あきる野市、桧原村	東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課	0428-23-3692・3735

※墨田区、中野区、江戸川区、小平市、東村山市、福生市、清瀬市、武蔵村山市、日の出町、大島町、利島村、神津島村及び八丈町は、本制度の活用意向がないため、それらの区域においては、認定を受けることができません。

※特定行政庁である市（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市）の区域については、それぞれの市の制度が適用されます（制度を導入していない場合もあります。）。